

入院したときの食事代

入院したときの食事代は、決められた標準負担額以外は、広域連合が入院時食事療養費として支給します。

- 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、必ず市町村の担当窓口で申請してください。
- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示を医療機関窓口で行わなかった場合は、一般区分の食事代を負担していただくことになります。

◆入院時食事代の標準負担額

所得区分	食事代(1食あたり)	
現役並み所得者	260円	
一般	260円	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ	100円	

高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費の自己負担額と介護サービスの利用料が合算できます。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担を合算して右表の限度額(年額)を超えたとき、その超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

◆高額介護合算療養費の限度額(年額/8月1日～翌年7月31日)

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に5万円が支給されます。

療養費

医師が治療のため必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったり、やむを得ない事情で保険証を持たずに医療費を全額支払った場合は、申請して認められると、療養費として支給されます。



その他の給付

- 訪問看護サービスを受けたとき
- 緊急入院や転院で移送が必要になったとき
- 保険外併用療養費の支給など

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)

最初に作られた薬(新薬:先発医薬品)の特許が切れてから同じ有効成分を使って作られた薬。

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使っているため、効果・効能もほとんど新薬と同じです。しかし、同じ有効成分を使っている場合でも添加物などが違うこともあり、ほかの薬や食べ物などとの飲み合わせが変わることがありますので、**医師・薬剤師と相談しながら利用しましょう。**



こんなときは市町村に届け出を

こんなとき	届け出に必要なもの	いつまで
県外から転入したとき	負担区分証明書、印かん	14日以内に
県外へ転出するとき	保険証、印かん	14日以内に
他市町村から転入したとき	印かん	14日以内に
他市町村へ転出するとき	保険証、印かん	14日以内に
死亡したとき	死亡した方の保険証、印かん	14日以内に
一定の障がいのある65歳以上の方で、被保険者としての認定を受けようとするとき	身体障害者手帳・国民年金証書・医師の診断書などのいずれかの書類、印かん、保険証(国保・健保など)	すみやかに
生活保護を受けはじめたとき(資格喪失)	保険証、印かん	14日以内に
生活保護を受けなくなったとき(資格取得)	印かん	14日以内に
保険料の支払いを年金天引きから口座振替に変更したいとき	口座振替を希望されるときは市町村にご相談ください	すみやかに

市町村	担当課	電話番号
秋田市	後期高齢医療課	018-866-2513
能代市	市民保険課	0185-89-2159
横手市	国保市民課	0182-35-2186
大館市	保険課	0186-43-7046
男鹿市	市民生活課	0185-24-9112
湯沢市	市民課	0183-73-2111(内線155)
鹿角市	市民課	0186-30-0222
由利本荘市	市民課	0184-24-6244
潟上市	市民課	018-877-7801
大仙市	国保年金課	0187-63-1111(内線145)
北秋田市	総合窓口課	0186-62-1118
にかほ市	市民課	0184-32-3032
仙北市	市民課	0187-43-3307

市町村	担当課	電話番号
小坂町	町民課	0186-29-2400
上小阿仁村	住民福祉課	0186-77-2221
藤里町	町民生活課	0185-79-2113
三種町	健康推進課	0185-85-4834
八峰町	福祉保健課	0185-76-4608
五城目町	町民福祉課	018-852-5108
八郎潟町	町民福祉課	018-875-5813
井川町	町民課	018-874-4417
大湯村	住民生活課	0185-45-2114
美郷町	福祉保健課	0187-84-4907
羽後町	町民課	0183-62-2111(内線117)
東成瀬村	民生課	0182-47-3404

お問い合わせ

申請や届け出・保険料のご相談は市町村後期高齢者医療担当窓口へ!

または、秋田県後期高齢者医療広域連合
秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館1階

業務課	☎018-853-7155	FAX	018-838-0611
総務課	☎018-838-0610	e-mail	info@akita-kouiki.jp/
ホームページ	http://akita-kouiki.jp/		



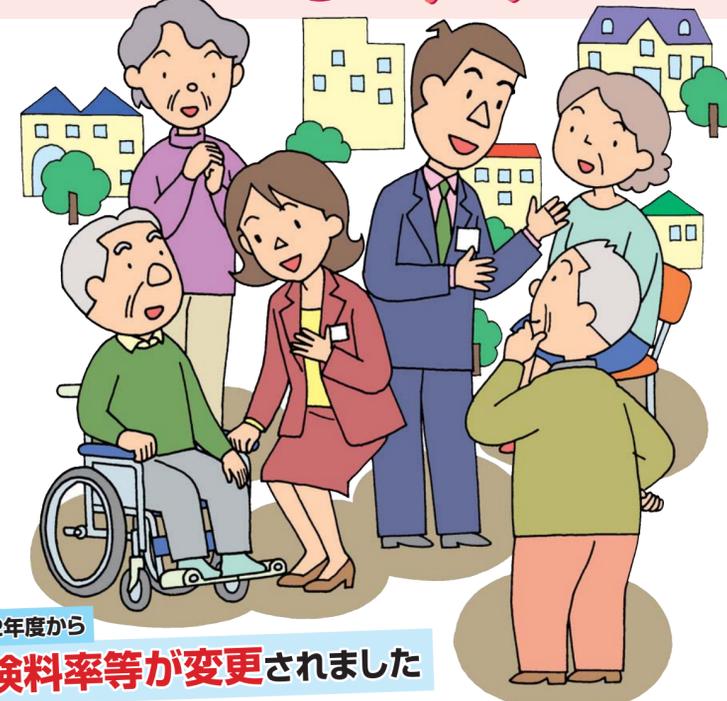
※制度の見直しにより内容が変更になる場合があります。



平成22年5月作成
禁無断転載 ©東京法規出版

75歳以上の方へ 平成22年度版

後期高齢者医療制度のしくみ



平成22年度から

保険料率等が変更されました

- 1 平成22・23年度の保険料率は、均等割額38,925円、所得割率7.18%になります。
- 2 保険料の均等割額が本来7割軽減になる方を8.5割軽減とする経過措置が延長され、平成22年度も適用されます。
- 3 職場の健康保険などの被扶養者であった方について、保険料の均等割額の9割軽減措置が延長され、平成22年度も適用されます。

秋田県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度で受けられる給付

病気やけがの治療を受けたとき

医療費は、かかった費用の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担します。

一般・低所得者
1割

現役並み所得者
3割



◆所得区分について

現役並み所得者	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方(※)
一般	現役並み所得者、低所得者以外の方
低所得者Ⅱ	属する世帯の世帯員全員が住民税非課税である方
低所得者Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯の方(年金の所得は控除額を80万円として計算)

※ただし、次の要件に該当する方は、申請により「一般」の区分と同様1割負担となります。
①後期高齢者医療制度の被保険者が世帯に1人で、収入額が383万円未満の方
②後期高齢者医療制度の被保険者が世帯に2人以上で、収入合計額が520万円未満の方
③後期高齢者医療制度の被保険者が世帯に1人で、収入額が383万円以上であって、家族に70歳から74歳の方がいる場合、その方との収入合計額が520万円未満の方

収入とは ……所得税法に規定する、各種所得の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額の合計額です。確定申告による株式等の譲渡収入なども対象となります。

1か月に支払った自己負担額が高額になったとき(高額療養費の支給)

1か月に支払った医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えた場合は、「高額療養費」として支給されます。一度申請すると、次回からは自動的に振込まれます。
また、75歳になった月のみ、限度額が下記表の半額となります。



◆高額療養費の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来の限度額(個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額(世帯ごとの限度額)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%※
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。また、過去12か月の間に、外来+入院の高額療養費の支給を4回以上受ける場合は4回目以降の限度額が44,400円となります。

支給が受けられるのは

- 同じ月に1人の方が外来で支払った負担額が「外来の限度額」を超えたときに支給が受けられます。
- 「外来+入院の限度額(世帯ごと)」は、「外来の限度額」を個人ごとに適用した後に、適用します。